

解 禁 日 時
テレビ・ラジオ・インターネットとも 平成27年11月20日（金） 審議会終了後（17時めど） 新聞報道は21日（土）朝刊以降

資 料 提 供	
平成27年11月13日	
担当課 (担当者)	文化財課 (北)
電話番号	0857-26-7932

鳥取藩台場跡（赤崎台場跡）の国史跡追加指定の答申について

文化財課

東伯郡琴浦町に所在する赤崎台場跡を国史跡鳥取藩台場跡に追加指定するよう、国の文化審議会（会長 宮田亮平）から文部科学大臣に11月20日（金）に答申される見込みです。

※ 報道の取扱いは、文部科学省の依頼により、平成27年11月20日（金）17時以降の解禁をお願いします。ただし、17時までに文化審議会が終了（答申）しない場合もあるため、文化審議会終了次第、別途連絡します。

1 追加指定及び名称変更後の史跡名称

とっとりはんたいばあと
史跡鳥取藩台場跡

ゆらだいばあと さかいだいばあと よどえだいばあと はしづだいばあと うらどめだいばあと あかさきだいばあと
由良台場跡 境台場跡 淀江台場跡 橋津台場跡 浦富台場跡 赤崎台場跡

※ 赤崎台場跡を追加指定し、あわせて名称変更するもの。

2 指定履歴

- ・ 史跡指定 昭和63年7月27日 文部省告示第102号
- ・ 追加指定及び名称変更（浦富台場跡の追加） 平成10年12月8日 文部省告示第169号

3 追加指定対象の所在地

東伯郡琴浦町大字赤碕字東花見1973番 外2筆 （※指定範囲については別紙資料の図面を参照）

4 指定対象地域の面積

追加指定地	赤崎台場跡	2,965.97 m ²
既指定地	由良台場跡	11,913 m ²
	境台場跡	17,161 m ²
	淀江台場跡	2,619 m ²
	橋津台場跡	6,156 m ²
	浦富台場跡	3,821 m ²
	計	41,670 m ²
合計		44,635.97 m ²

5 所有関係の概要

- ・ 琴浦町有地 2,279.28 m²
- ・ 財産区有地（赤碕財産区） 686.69 m²

6 保存の経過

赤崎台場跡は、戦後間もなくまで築造時の姿を留めていたようであるが、昭和33年の国道9号建設工事の際に埋め立てられ、様子がかがえなくなっていた。平成26年3月に発掘調査を実施したところ、埋め立て土の下に遺構が非常に良好な状態で残っていることが判明した。これを受けて、琴浦町は赤崎台場跡の保存と活用のため、当該地を公有地化している。

7 史跡の概要

台場とは、江戸時代後期に、幕府や諸藩が主に外国船からの防衛を目的に築いた海岸砲台で、全国で1000箇所以上が造られたとされる。鳥取藩でも、文久3（1863）年から元治元（1864）年にかけて計9箇所の台場が築造された。これらの台場には、由良台場の近くの六尾村^{むつおむら}反射炉で鑄造された大砲が配備されたものの、実戦に使用されることのないまま明治維新を迎え、その役割を終えている。

赤崎台場跡では、発掘調査によって三段構造の土塁が確認されている。幕末に描かれた絵図と照合した結果、土塁の全体形は半円形で、3つの段は外側から順に、敵の砲弾を防ぐ「護胸壁」^{ごきょうへき}、大砲を据えた「砲壇」^{ほうだん}、兵士が行き来する「往来」^{おうらい}であったことが明らかになった。また、鳥取藩や地元^{ごきょうへき}に伝わる古文書の調査から、赤崎台場の築造に至る経緯や、築造と運用の実態についても解明が進んでいる。

このように、赤崎台場は、幕末の鳥取藩の状況を示す資料として学術的に重要であり、かつ、幕末における地方の社会情勢を象徴する遺跡として、全国的に見ても重要である。

○今回、国で答申が行われる史跡等の件数

史跡名勝天然記念物（平成27年11月20日現在）

種別	現在指定 件数	今回答申件数			合計（現在指定件数と答 申件数との合計）
		新指定	解除	統合に よる減	
史跡 （うち特別史跡）	1,752 （61）	9 （0）	0 （0）	2 （0）	1,759 （61）
名勝 （うち特別名勝）	396 （36）	2 （0）	0 （0）	0 （0）	398 （36）
天然記念物 （うち特別天然記念物）	1,016 （75）	5 （0）	0 （0）	0 （0）	1,021 （75）
合計	3,164 （172）	16 （0）	0 （0）	2 （0）	3,178 （172）

※ 件数は、同一の物件につき、2つの種別に重複して指定が行われている場合（例えば、名勝及び天然記念物など）、それぞれの種別につき1件として数えたものです。

重複指定物件を1件として数えた場合、現在指定件数は3,054件、答申後合計件数は、3,066件です。

○鳥取県の国、県指定史跡件数（今回答申後）

国指定特別史跡	国指定史跡	県指定史跡	計
1	31	19	51

【資料】赤崎台場跡の概要

<評価>赤崎台場は幕末に鳥取藩が沿岸警護を目的に築いた9箇所の台場の一つ。平成26年の発掘調査により、遺構が良好に残っていることが判明。発掘成果と幕末の絵図の照合により、その構造が明らかになった。また、文献史料の調査から、台場築造の経緯や運用の実態についても解明が進んだ。幕末の地方社会の情勢を象徴する遺跡として学術的に重要である。

1 鳥取藩台場跡の概要

(1) 1863～1864年に藩内重要港湾9箇所に築造。今回の追加指定で、現存する台場すべてが史跡に指定される。

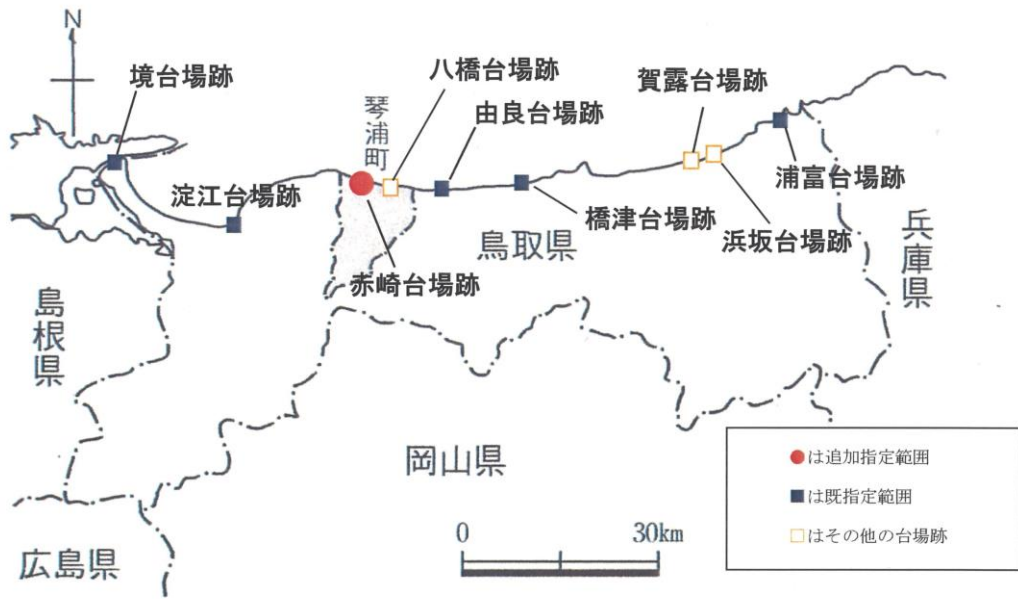


図1 鳥取藩台場跡の位置

(2) 西洋式の砲台場。形態が様々。

○多角形：由良台場、境台場、淀江台場、橋津台場



写真1 由良台場跡（大栄町）



写真2 境台場跡（境港市）

○鋸歯形：浦富台場



写真3 浦富台場跡（岩美町）

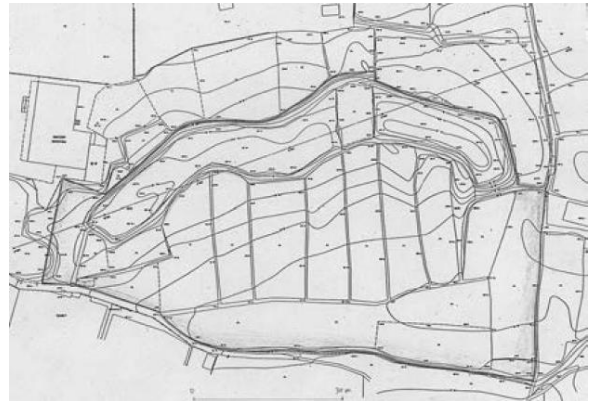


図2 浦富台場跡の平面図

○半円形：赤崎台場

2 赤崎台場跡の概要

(1) 赤崎台場跡の位置

住所：東伯郡琴浦町赤碕1973ほか



図3 赤崎台場跡の位置

(2) 発掘調査の成果

① 埋立て土の下に遺構が残っていることが判明。

② 発掘で確認した遺構が幕末に描かれた台場の絵図と一致し、台場の構造が判明。

- ・平面形は半円形。
- ・3段構造の土塁で構成される。土塁は、海に面した外側から、敵の砲弾を防ぐ「護胸壁」、大砲を据えた「砲壇」、兵士が行き来する「往来」。
- ・砲壇に3箇所「火薬庫」を設置。これを防御するため「隔壁」を構築する。
- ・土塁の内側には「広場」が存在する。



写真4 平成26年度の発掘状況

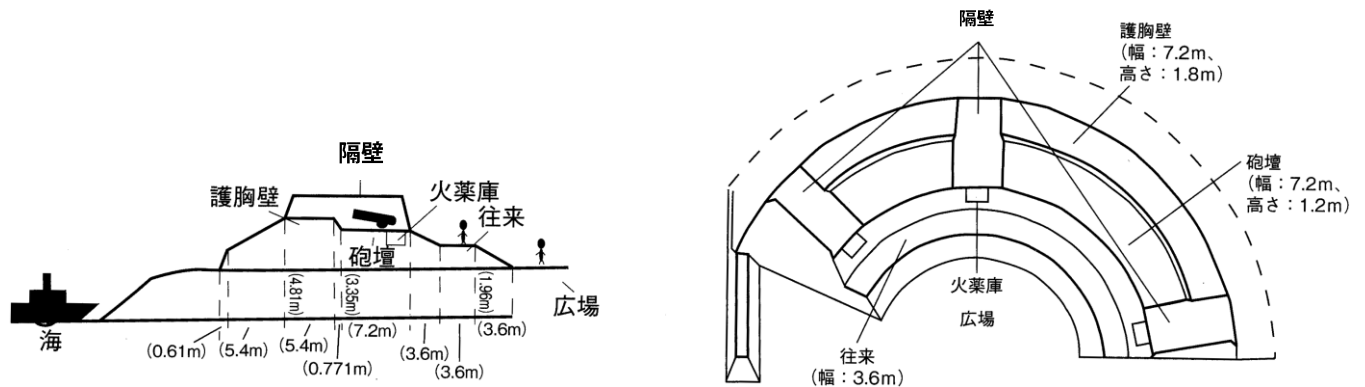


図4 絵図に描かれた赤崎台場（模式図）

(3) 文献史料調査の成果

① 鳥取藩政史料（「家老日誌（控帳）」等）から台場築造の経緯が明らかになった。

- ・1863年に鳥取藩が大阪天保山で行った英国商船への砲撃が、台場築造の主な契機となった。
- ・台場の築造計画・設計は西洋砲術家が担った。
- ・台場は城下町または藩倉（藩の年貢米蔵）の防衛を目的としていた。
- ・同時期に、六尾村（北栄町）反射炉での西洋式大砲の量産が可能となり、海防体制が整った。
- ・藩の重臣が台場の造営や運営の主体となっていた例が多い。
- ・藩の財政難に伴い、特に伯耆国内の台場築造には、豪農・豪商からの献金、民衆の労働奉仕など地域社会からの支援があった。

② 八橋郡大庄屋の「河本家文書」から台場運用の実態が明らかになった。

- ・河本家の当主が台場の管理責任者となり、その配下の地元農民が運営の主体となっていた。
- ・台場での実戦はなかったが、設置された大砲の訓練、民兵の小銃訓練や、台場の管理作業が行われていた。

⇒ 従来の武士階級の弱体化、地元有力者層の成長